

**1号認定の方が、
保育の必要性の事由が生じた場合**

☆1号認定とは
幼稚園・こども園
(幼稚園部)の
3歳児以上
(預かり保育は
満3歳児は含み
ません)

預かり保育が無償になります！ (限度額あり)

* 預かり保育の無償化を希望する場合は、

新2号(3号)認定 の申請が必要です。

※新3号は市町村民税非課税世帯で保育の必要性があること。

※申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象になりません。

* 保育の必要性の事由があるとは、

飯塚市内の保育園(所)などの入園をする際に必要とされる事由と同じです

【保育の必要性事由】

- 1か月に60時間以上、会社等に勤務している。
- 自営業、農業、内職をしている。
- 保護者が病気等のため、通院、治療している。
- 同居の病人等を常時自宅で介護・看ている(他介護・看護などのサービスを受けていないこと)
- 学校、職業訓練校などで就学中
- 出産(産前産後2か月の条件付き利用)
- 育児休業中で上の子の利用継続
- 求職活動中(2か月の条件付利用)

※入所する児童の父母・祖父母など60歳未満の同居者全員について、
家庭で保育ができないことを証明する書類の提出が必要となります。

* 勤務状況の確認について

第2号・第3号認定は継続して要件を満たしていることが条件となります。

そのため、要件に該当しなくなる場合は第1号認定へ切り替えとなります。

第2号・3号認定は定期的に要件に該当しているかを確認する現況調査があります。

また、実際の勤務状況等が提出した就労証明書等の内容と異なる場合など、

虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付の返還を求める場合が

あります。

【問い合わせ】

飯塚市役所 保育課 保育給付係

☎ 0948-22-5500

(内線1042・1043)

* 申請方法などは裏面をご覧ください。

＜歳児について＞

- 0～2歳児 年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
- 3～5歳児 年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
- 満3歳児 3歳の誕生日以後最初の3月31日までの子ども



●1号・2号・3号について

教育・保育給付認定	保育園(所)、認定こども園、新制度に移行した私立幼稚園等を利用するために必要な認定
1号認定	満3～5歳児が、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)等を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育園(所)、認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定

●新1号・新2号・新3号について

施設等利用給付認定	私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園は除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新1号	満3歳～5歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園は除く)、保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号	保育を必要とする理由(下記)に該当する3歳～5歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園は除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号	市民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由(下記)に該当する0～2歳児が私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園は除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

【預かり保育の無償化について】

- * 保護者に保育が必要な事由がある場合、幼稚園・こども園の1号認定を受けている児童の預かり保育を希望される場合は無償化の対象になります。(新2号・新3号)
- * 限度額について、新2号認定の場合は月額11,300円、新3号認定は月額16,300円です。

【申請について】

- * 認定に必要な書類
 - ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)(児童ごと)
 - ② 保育の必要事由を確認するための資料及び該当する場合必要となる書類(以下参照)
 - ③ 個人番号届出書、番号確認書類及び身元確認書類の写し(新3号のみ)

(家庭で保育ができないことを証明する書類)

家庭で保育ができない理由	提出する書類
会社などに勤務している(60時間以上/月)	就労証明書(会社・事業主が記入したもの)
自営業・農業・内職をしている	就労証明書(自営業の方は、自身で記入) 事業を確認できる書類(写し) 例)個人事業の開業届出書、確定申告書、事業所得に関する事項を記載した帳簿等)
保護者が病気などのため、通院、治療している	診断書(家庭での保育ができないことを記載した医師の診断書) 障がい者手帳の写し等
同居の病人等を常時自宅で介護・看護している(他介護・看護などのサービスを受けていないこと)	介護・看護を受ける方の診断書(障がい者手帳の写し等) 申立書(介護・看護のため保育ができない状況、介護・看護をする方の署名・押印など)
学校、職業訓練校等で就学中	在学証明書、誓約書、カリキュラム
出産(産前産後2か月の条件付利用)	母子手帳の写し(出産予定日記入部分)
育児休暇中で上の子の利用継続	育児休業証明書
求職活動中	誓約書(就労後、勤務証明書の提出を要します)

※入所する児童の父母・祖父母など60歳未満の同居者全員について、家庭で保育ができないことを証明する書類の提出をお願いします。

※上記以外の理由がある場合には、保育課にお尋ねください。

【提出先】各園に提出してください。(各園で取りまとめて市役所に提出)

【提出時期】

- * 預かり保育を利用する(保育の必要性の事由が生じた)場合は新2号(新3号)への認定の変更が必要です。保育の必要性を証明する書類を確認の上、申請してください。申請後、認定が変更後に預かり保育が無償化となります。
- * 利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象にはなりません。